

さいたま市総合振興計画審議会 第2部会（第1回） 会議録

日時	令和元年8月1日（木） 午後5時00分～7時00分
場所	エコ計画浦和ビル 3階西会議室
出席者 （敬称略）	〔委員〕計17名 大久保秀子／河野公輝／桐淵博／久保田尚／合谷竜一／ 鈴木真由美／高橋行憲／田中岑夫／塚崎裕子／鶴見清一／豊島登／ 鳥海修一／中島マリ子／中野勇／林承弘／村山和弘／矢部憲春 〔事務局〕さいたま市 都市経営戦略部：田中副参事／前主幹／新井主査／松本主査／ 大塚主任／玉置技師／篠田主事 〔傍聴者〕0名
欠席者	〔委員〕計4名 秋元智子／山崎秀雄／山田亜紀／渡邊峻也
議題	1 開会 2 定足数の報告 3 新任委員紹介 4 職員紹介 5 部会長選出 6 部会長挨拶 7 副部会長の指名 8 議題 （1）第2部会の審議事項について （2）施策体系の内容について ①第3章 健康・スポーツ ②第6章 福祉 ③第7章 子ども・子育て ④第11章 経済・産業（うち、第3節 都市農業の振興） 9 その他 10 閉会
公開又は 非公開の別	公開
配付資料	・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 席次 ・ 資料1-1：次期総合振興計画の全体構成（目次）（案）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1－2 : 分野別計画新旧 (節単位)</li> <li>・資料 2 : 第 2 部会の審議事項</li> <li>・資料 3 : 第 2 部会の審議スケジュール</li> <li>・資料 4 : 次期総合振興計画_施策体系の主なポイント</li> <li>・資料 5 : 施策体系及び成果指標 (案)</li> </ul>
問い合わせ先	都市戦略本部 都市経営戦略部 電話 048-829-1035

## 1 開会

## 2 定足数の報告

**○司会** さいたま市総合振興計画審議会運営要綱第5条第2項により、本部会の定足数は過半数と定められておりますが、本部会の出席委員は、委員総数 21 名に対し 17 名となっており、定足数を満たしていることから、本日の部会が成立していることをご報告いたします。

## 3 新任委員紹介

**○司会** 本日から新たに部会に参加された委員の皆様をご紹介します。  
(部会委員名簿順に委員紹介)

## 4 職員紹介

**○司会** 本日出席している事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。  
(事務局職員紹介)

## 5 部会長選出

**○司会** さいたま市総合振興計画審議会運営要綱第4条第2項により部会長の互選をお願いしたいと思います。部会長の選出につきまして、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○塚崎委員** 事務局から案はありますか。

**○司会** 事務局からの案の提示について、ご意見がございましたが、事務局から部会長の案をお示しするというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

**○司会** ご異議がないようですので、それでは事務局から部会長案の提示をお願いします。

**○事務局** 事務局といたしまして、市内にある埼玉大学大学院の教授で、都市交通計画の専門家であるとともに、さいたま市都市交通戦略協議会会長を務めるなど、都市政策、交通政策に関する会議委員を歴任されておられる久保田委員にお願いできればと考えております。事務局案について、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○**司会** ご異議がないようですので、部会長は久保田委員にお願いしたいと思います。

#### 6 部会長挨拶

○**部会長** 部会長を仰せつかることになりました、埼玉大学の久保田と申します。第2部会では、次期総合振興計画における分野別計画という根幹部分を議論することになります。さまざまな分野があるので、皆様のお知恵を拝借し、チームワーク良く計画づくりを進めていければと思います。先日まで、これまでの市の取組を評価する委員会に出席していました。計画策定に当たっては、これまでの評価も踏まえた上で取り組んでいくことが重要と考えますので、折に触れ、同委員会での協議内容も交えつつ進行していきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○**部会長** それでは、議事進行を務めさせていただきます。

#### 7 副部会長の指名

○**部会長** 本部会の副部会長ですが、審議会運営要綱第4条第3項の規定により「部会長が指名する委員」となっていますので、私から指名したいと思います。社会福祉の専門家で、市のさまざまな委員会にも出席されておられる浦和大学副学長の久保委員にお願いしたいと思います。久保委員いかがでしょうか。

○**久保委員** お引き受けいたします。

○**部会長** それでは、久保委員に副部会長をお願いします。次に、関係者の参加について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 審議会要綱第11条には、会長または副会長は必要があると認める時は、会議に関係者の出席を求めることができる旨の規定がございます。事務局といたしましては、本日の審議事項のうち、農業につきまして、より専門的な見地からご意見を頂戴するため、JAさいたまの鈴木正美常務理事のほか、JA南彩の菊池義雄常務理事のご参加を部会に求めたいと存じます。

○**部会長** 何かご意見はございますか。なければ、原案の通りお認めしたいと考えます。続きまして、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

**○事務局** 本部会の会議の公開についてでございますが、さいたま市情報公開条例第23条により原則公開とさせていただきますが、不開示情報に該当する事項について審議する場合等は、理由を明らかにした上で、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。この公開、非公開については後程お諮りいただきます。

現在のところ、傍聴希望者と報道関係者はいらっしゃいません。

また、本部会につきましては、会議録を作成するための録音、記録のための写真撮影を行わせていただきます。会議録につきましては、各委員にご確認いただいた後、部会長の承認を以って確定いたします。公開となる会議の会議録は、各区情報公開コーナーと市のホームページで公表する予定となっておりますので、あらかじめご承知ください。

**○部会長** 説明が終わりました。それでは、会議の公開と傍聴の許可について諮りたいと思います。本日は、傍聴者がいらっしゃいませんが、会議は公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**○部会長** ご異議がないようですので、本日の会議は公開としたいと思います。

8 議題
------

**○部会長** それでは、議題に入らせていただきます。議題1「第2部会の審議事項について」事務局から説明をお願いいたします。

**(1) 第2部会の審議事項について**

(資料1～3に基づき、次期総合振興計画の全体構成(案)、第2部会の審議事項、審議スケジュールについて事務局から説明)

**○部会長** ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

(意見・質問なし)

**(2) 施策体系の内容について**

(資料4～5に基づき、資料の見方や議論の進め方について説明)

**○部会長** ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

○**部会長** 資料4の「参考」に関連データの順位がありますが、順位が高い方が良い数値ということでしょうか。

○**事務局** おっしゃる通りでございます。

### ①第3章 健康・スポーツ

(資料4～5に基づき、「第3章 健康・スポーツ」に関して施策体系の主なポイントや施策の内容、成果指標(案)などについて説明)

○**部会長** ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

○**林委員** 配布資料4の「次期総合振興計画における施策展開のポイント」で、『『する』『みる』『まなぶ』『ささえる』というスポーツ活動』とありますが、「まなぶ」「ささえる」は具体的にどのような内容でしょうか。

○**スポーツ振興課長** 「まなぶ」については、スポーツ教室の開催や指導者講習会を通じた指導者のスキルアップを想定しています。また、「ささえる」については、ボランティアの育成や総合型地域スポーツクラブの推進支援を内容としています。

○**林委員** 資料4の「参考」にある「本市の状況・関連データ」で「65歳以上の健康寿命」が男女共に示されていますが、これは65歳の方があとどのくらい健康でいられるかを表したものと理解してよろしいでしょうか。

○**健康増進課長** お見込みの通り、65歳の方が介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を健康寿命と捉えています。

○**林委員** 全国20政令市の中で最も健康寿命が長いのが浜松市であり、さいたま市は3位となっています。本計画の推進に当たり、ぜひ健康寿命に関するデータを強調してはどうでしょうか。

○**健康増進課長** 健康寿命の捉え方はさまざまであり、本市は県と同じく65歳の方が介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間と定義していますが、国の算出方法は異なります。また、他の政令市でもいろいろな捉え方を採用しており、一概に比較することは困難です。

○**桐淵委員** 資料5の「施策展開及び施策の内容」に「ライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むことができる地域社会」とありますが、具体的に何を指しているのでしょうか。

○**健康増進課長** 「さいたま市ヘルスプラン21」では、妊娠期、乳幼児から高齢期までライフステージを8段階に分けており、それぞれのステージで「がんの予防」や「歯・口腔の健康」、「喫煙」「飲酒」など分野ごとに市民や関係団体・事業者と連携して取組を進めていくことを示しています。

○**高橋委員** 資料には生活習慣病やがんといった病名が記述されていますが、本施策は何歳くらいの市民を対象としているのでしょうか。たとえば口腔ケアなどは高齢者が対象ではないのですか。

○**健康増進課長** 小さな子どもから高齢者まで全年齢が対象でございます。口腔ケアについても、未就学児の頃から病気の予防に努めることが重要との認識の下、取組を進めております。

○**林委員** 記述が分かりにくいので、年代別に分けてはどうでしょうか。

○**部会長** 高齢者にとってのスポーツとはどのようなものでしょうか。

○**スポーツ振興課長** 「新たに設定する成果指標」である「成人の週1回以上のスポーツ実施率」や「児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率(学校の体育の授業を除く)」にも関わりますが、本市ではスポーツについて、買い物や通勤時における歩行などを含め、意識的に行うさまざまな身体活動をスポーツとして捉えています。

○**部会長** 市におけるスポーツの定義を明記しなくては分かりにくいのではないのでしょうか。高齢者にとっては、球技や跳躍など、一般的にイメージされるスポーツは困難な場合もあるので、誤解を招く恐れがあります。

○**塚崎委員** 2点あります。1点目として、資料5の「現状と課題」に「社会とのつながりが希薄化する中で、社会からの孤立化を防ぐため、家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による、きめ細かな対策の推進が必要となります。」とありますが、「健康」だけでなく、いろいろな分野にまたがる問題だと思います。また、2点目として、同資料の「施策展開及び施策の内容」に「市民が身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことのできるよう活動場所を提供します。」とあります

が、これは本施策第2節の「スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進」に含まれるものではありませんか。第1節の「主体的な健康づくりの推進」との分類基準を示してほしいと思います。

**○健康増進課長** 1点目についてですが、現在、自殺の主な要因として健康問題が挙げられることから、自殺に至る前にストレスを解消するなど、こころの健康づくりを進める必要があると認識しています。このため、「健康・スポーツ」に関連した「現状と課題」として同記述を盛り込んだ次第でございます。

**○スポーツ振興課長** 1点目についてですが、スポーツの効用として体力の向上のみならず、コミュニティの創出も期待できることから、「家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携」に関する記述を「健康・スポーツ」に関連した「現状と課題」として位置付けております。また、2点目についてですが、第1節「主体的な健康づくりの推進」は主として、スポーツ活動のうち、「する」に焦点を当てたものであります。資料5の「施策展開及び施策の内容」について、「市民のだれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことのできる機会の提供に、関係団体等と連携して取り組み、市民のスポーツ参加を促します。」は健康づくりにおける「ソフト面」の環境整備について述べており、他方、「市民が身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことのできるよう活動場所を提供します。」についてはハード面の整備に関して記述したものでございます。

**○部会長** ただいまいただいたご意見の1点目は、肉体的な健康だけでなく、友人関係など社会的な資源による健康の概念も含んでいると思うので、誤解のないような記述をお願いしたいと思います。

**○鶴見委員** スポーツが重要なのは重々承知しています。教育にも関連するかもしれませんが、近年、中学校では、部活指導における教員の負担が指摘されており、地域のスポーツ専門家を指導員として招くといった対応策が広がりつつあります。さいたま市としては、この論点についてどのようにお考えでしょうか。

**○スポーツ振興課長** 本件については市教育委員会の所管であり、はっきりしたことは申し上げられませんが、総合型地域スポーツクラブの方を部活動の外部指導員として紹介するなどして、教員の負担軽減が図られていると認識しております。

**○部会長** 「第3章 健康・スポーツ」については以上で協議を終了します。



## ②第6章 福祉

(資料4～5に基づき、「第6章 福祉」に関して施策体系の主なポイントや施策の内容、成果指標(案)などについて説明)

○**部会長** ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

○**桐淵委員** 資料5の「現状と課題」につき、障害者福祉に関する環境整備の視点も盛り込むべきではないでしょうか。差別や偏見の除去や、啓発活動については書かれていますが、市民ワークショップでもバリアフリー化が論点として上がっていることから、本施策でも環境整備に関して追記してほしいと思います。

○**大久保委員** さいたま市ではノーマライゼーション条例が早期に制定されており、これに鑑みても、次期総合振興計画には障害者差別解消法に関する記述を盛り込んでほしいと思います。また、ICF(国際生活機能分類)によれば、福祉環境には人的、物的の双方が含まれるとされていることを踏まえつつ、ぜひ福祉環境の整備に関する記述を明記するほか、合理的配慮に関する記述も盛り込んではどうでしょうか。

○**障害政策課長** まず環境整備についてですが、「現状と課題」の中で「地域で自立し、安心して生活を送ることができる環境の整備」を課題として位置付けています。ご指摘の通り、環境整備は住まいの場の提供といったハード面のほか、生活介護や就労移行支援、定着支援、相談支援などソフト面における取組も求められると認識しております。障害者差別解消法については、市民の60パーセントに周知することを目標に現在、啓発活動に取り組んでいるところでございます。同法に関する記述としては、「施策展開及び施策の内容」にある「障害に対する差別や偏見をなくし、障害のある人に対する理解を深めるための各種啓発活動や、虐待を防止するための取組を進めることで、障害のある人が権利の主体として、共に暮らせる地域づくりに努めます。」との文中に包含していると理解しています。

○**部会長** ただいまのご指摘は、バリアフリー化など物理的な環境整備についても明記すべきであるとの趣旨ではないでしょうか。追記箇所として、本章と「第9章 都市インフラ」のどちらが適当であるかについては検討の余地がありますが、事務局には対応をお願いしたいと思います。

○**障害政策課長** 物理的な環境整備は都市インフラに含まれると考えます。

**○部会長** 本施策では、高齢者や障害者の福祉については述べられていますが、こうした分類には含まれないものの、例えば病気を持っている方などに対する考え方は盛り込まなくてよいのでしょうか。さいたま市では現在、15歳未満の子どもが病院にかかっても窓口負担がありませんが、同様の支援を年金受給者などに広げていくことで、健康寿命の延伸につなげることもできるのではないのでしょうか。

**○高橋委員** 訪問診療の増加は寝たきりの方が増えていることを表していると考えますが、最終的な受け皿としての特別養護老人ホームについて、市として「ユニット型個室」と「多床室」のどちらの設置を促していく考えでしょうか。また、現在の計画文案からは、外国人の活用も含め、働き手をどのように確保していくのかが見えてこないもので、市の考えをお示しいただきたいと思います。

**○介護保険課長** 特別養護老人ホームについて、国は「ユニット型個室」を推進していますが、本市では「多床室」も認めています。「多床室」の方が「ユニット型個室」よりも料金が安く、希望者も多いと認識しているため、双方の設置を促進していく考えです。また、介護人材の確保については、少子高齢化が進み、働き手が減る中で厳しい状況にあります。横浜市における外国との協定締結など、他の政令市の先進事例も踏まえつつ、外国人の活用についても検討していきたいと思います。

**○部会長** 「第6章 福祉」については以上で協議を終了します。

### ③第7章 子ども・子育て

(資料4～5に基づき、「第7章 子ども・子育て」に関して施策体系の主なポイントや施策の内容、成果指標(案)などについて説明)

**○部会長** 資料4の「総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点」について、「保育所の整備以外にも多様な保育の受け皿の充実に取り組む」とありますが、具体的にどのようなものなのでしょうか。

**○のびのび安心子育て課 計画係長** 例えば0～2歳児を対象とした小規模保育事業を想定しています。また、幼稚園は通常3歳以上の子どもを4時間程度預かる所が多いですが、預かる時間を長くしてもらい、保育・教育の両ニーズをお持ちの方の要望に伝えていくことも考えています。

**○鶴見委員** 資料5の「施策展開及び施策の内容」の「安心して子どもを育てられる環境づくり」に「放課後児童クラブについて、ニーズに応じた受入定員を確保するととも

に、質の向上に取り組みます。」とありますが、この点について意見を述べたいと思います。現在、放課後児童クラブは子どもを預かるといった趣旨で運営されていると感じます。かつては小学3年生までが対象だったのに、預かる人数を増やすことを主眼に、いまでは6年生まで拡大されているのではないのでしょうか。こうした結果、場合によっては子どもたちが走り回ったり騒ぐなどといった光景も見られます。ついでに、例えば放課後児童クラブに教員経験者などを配置し、子どもたちに宿題をさせるなど教育に取り組むことで、ぜひ質の向上に努めていただきたいと思います。

**○青少年育成課長** 放課後児童クラブは児童福祉法に基づき、労働などで親が昼間、不在となる家庭の子どもたちの健全育成を図る場所であり、適切な遊びを提供するなど、家庭に代わる生活の場として位置付けられています。質の向上についてですが、さいたま市では、都道府県知事認定資格である放課後児童支援員を各クラブ2名以上配置しているほか、補助員も置いており、これは国が求める配置基準よりも手厚いものと認識しております。また、研修の機会を多数設け、児童虐待防止や衛生管理、安全管理、障害児支援などについても積極的に取り組んでいるほか、各クラブを巡回し、問題点の改善にも努めています。今後も市が中心となって放課後児童クラブの質の改善に取り組んでいきたいと考えます。

**○塚崎委員** 資料4の「参考」の「本市の状況・関連データ」に「認可保育所定員数（10万人あたり）」がありますが、これに関連して「待機児童数」を成果指標として盛り込む考えはありますか。また、資料5の「新たに設定する成果指標（案）」に「妊娠・出産について満足している者の割合」とありますが、趣旨が分かりにくいのではないのでしょうか。例えば「安心して出産できる」といった文言を含んだ指標にすることも考えられます。

**○のびのび安心子育て課 計画係長** 「待機児童数」については、今後策定する分野別の具体的な実施計画の中に盛り込んでいく考えです。

**○地域保健支援課長** 「妊娠・出産について満足している者の割合」についてですが、これは厚生労働省が策定している母子の健康水準向上のための国民運動計画「健やか親子21」にある指標と文言を合わせたものでございます。国は、同指標の数値を算出するため「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか」との設問による調査を行っています。本市としても今後、成果指標の設定に当たり、国の調査も踏まえつつ、どのような設問が適切か検討していきたいと考えます。

○**部会長** 「第7章 子ども・子育て」については以上で協議を終了します。

④**第11章 経済・産業（うち、第3節 都市農業の振興）**

（資料4～5に基づき、「第11章 経済・産業 第3節 都市農業」に関して施策体系の主なポイントや施策の内容、成果指標（案）などについて説明）

○**事務局** JA さいたまの鈴木正美常務理事と、JA 南彩の菊池義雄常務理事のお二人から、本市の農業振興についてご意見をいただきたいと思います。

○**鈴木 JA さいたま常務理事** 旧浦和市、旧与野市、旧大宮市の3市域を統括し、管内人口は130万人を数えるJA さいたまはこれまで、都市農業に取り組んできました。安心安全な農産物の提供に向けて現在、5カ所の直売所を運営しており、木崎ぐるめ米ランドでは年間約5億円の売り上げがあります。さいたま市は「ない野菜がない」環境にあり、特にコマツナ、サトイモは大変有名です。地域特産物としては、チコリーや木の芽、紅赤などが挙げられます。地産地消を目的として取り組んでおり、軟弱野菜については価格を抑えた上で提供しています。農地は治水など防災機能もあることから、ぜひ有効活用を図っていききたいと思います。今後、緑区大崎に農業施設を建設、運営する予定もあります。行政とも協力して進めていききたいと考えます。

○**菊池 JA 南彩常務理事** JA 南彩は岩槻区を管内としています。岩槻では若手の農業者の努力が目立ち、特に全国的に注目を集めつつあるヨーロッパ野菜については、営農者が12～13名とまだ少ないですが、年間を通じて栽培できる産地として知名度を上げています。JAは現在、農協改革を進めています。岩槻は生産地かつ消費地であり、市内での販売を通じ地産地消を進めることで、農業者の所得向上につなげていきたいと考えています。また岩槻では来年、さいたま市岩槻人形博物館が開館予定であり、この機会も捉えつつヨーロッパ野菜やコマツナなど特産物を広げていききたいと思います。本施策内容にも異存はありません。

○**矢部委員** ヨーロッパ野菜を使ったイタリアンレストランがいくつかあると承知していますが、これに関連して、都市農業に関わるキーワードとして、6次産業化に関する記述を計画に盛り込んではどうでしょうか。また、資料5の「新たに設定する成果指標（案）」に「市内産農産物を意識して買う・食べている市民の割合」がありますが、市内産農産物を食べてもらうためには、スーパーなどで購入できる環境を整えることが必要ではないでしょうか。

○**農業政策課長** 都市化が進んださいたま市においては、農業を1次産業としてのみ捉えるのではなく、生産から加工、販売まで含めた形で進めていくのが重要と認識してお

り、引き続き取組を進めていきたいと考えます。次に、市内産農産物を市民にいかに意識して食べてもらうかですが、まず、市内でこれだけの野菜が作られているということを知ってもらうことが大切であり、市内産農産物の情報を盛り込んだ冊子を配布するなどしています。また、市内産農産物を買ってもらう場所を増やすことも重要です。直売所のほか、最近ではスーパーでも地場野菜専用のコーナーを設けて生産者の写真を掲示しているところもありますので、こうした場がこれからも増えていけばと考えています。

**○河野委員** 「現状と課題」で「後継者の不足」とありますが、継続して都市農業を振興していくためには、子どもの頃から土に触れてもらう機会を設けることが必要と考えます。これに関連した内容は「施策展開及び施策の内容」の「農業者や就農希望者への支援などにより、意欲ある担い手の確保・育成を進める」といった記述に含まれているとみられますが、より長期的な視点での支援に関する文章も盛り込んではどうでしょうか。

**○農業政策課長** 子どもの頃から農業への理解を深めてもらうことは重要であると認識しています。現在、市教育委員会とも協力しつつ、小学校児童の農業体験などの取組を進めています。

**○鶴見委員** 資料5の「施策展開及び施策の内容」に「優良農地を確保し」とありますが、優良農地とは何ですか。また、それ以外の農地についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

**○農業環境整備課長** 優良農地とは、集団的に存在する農地や基盤整備事業が行われた農地のことです。こうした農地について、本市では「さいたま市農業振興地域整備計画」で「農振農用地」に指定することで、土地の転用を規制し、生産活動を促しています。また、それ以外の農地については、転用ができないようにしてしまうと、土地活用上支障をきたすため、差別化をして取り組んでいるところでございます。

**○鶴見委員** 優良農地以外の農地についての記述も必要なのではないでしょうか。

**○部会長** 検討をお願いしたいと思います。

**○高橋委員** 「施策展開及び施策の内容」に「農業者や就農希望者への支援などにより、意欲ある担い手の確保・育成を進める」といった記述がありますが、外国人の活用も含め、どのような働き手を具体的にどのように確保していくか、市の考えはありますか。

○**農業政策課長** 担い手の確保については継続的に課題となっていると認識しています。他の産業に比べ、農業は特に従事者の減少が顕著であり、国は現在、一定の担い手に農地を集約することで、農地の保全につなげようとしています。このほか、外国人の活用についてはまだ、検討が進んでいないのが現状です。

○**部会長** 生産緑地に関する論点は本章で触れる予定はありますか。

○**農業政策課長** 生産緑地法が改正され、緑地の保全に向けて新たに特定生産緑地制度が創設されました。特定生産緑地の指定については都市局が担いますが、生産緑地の保全、振興については農業政策の一環として取り組んでいく考えでございます。

○**部会長** 関係する記述を次期総合振興計画に盛り込むかどうかは、都市局とも協議の上、ご検討いただきたいと思えます。

## 9 その他

○**事務局** いただいたご意見等を部会長、副部会長、事務局で整理し、必要な修正を行ってまいります。次回、第2回の第2部会で報告させていただきます。第2回の部会でございますが、8月27日（火）の開催を予定しております。今後、委員の皆様にご日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○**部会長** 以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきたいと思えます。委員の皆様のご協力により、円滑な議事進行ができましたことにお礼申し上げます。

## 10 閉会

以上